

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月31日（月）午後2時00分から午後2時56分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（18人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
	8番	高野康喜
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	17番	松田林一
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員（0人） な し

5. 出席推進委員（25人）

福島正一
齊藤光幸
中西千代志
鞍本敏男
渡邊康之
光永信一
林田孝介
矢鉾次義
山崎嘉智
石田雄一
有村敏之
高木 淳
杉本秀雄
瀬本浩和
宮本光治郎

福本啓治
高橋 豊
上原 誠
福岡定一
藤山利秋
橋本正治
上村正弘
上村武敏
寺本和男
黒田浩一郎

6. 議事日程

- | | | |
|----|--------|------------------------------------|
| 第1 | 議案第23号 | 農地法第3条（委員会）について |
| 第2 | 議案第24号 | 農地法第4条（知事）について |
| 第3 | 議案第25号 | 農地法第5条（知事）について |
| 第4 | 議案第26号 | 農地法第5条事業計画変更申請について |
| 第5 | 議案第27号 | 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について |
| 第6 | 議案第28号 | 農地中間管理事業法第19条の2【農用地利用集積計画一括方式】について |
| 第7 | 議案第29号 | 農用地利用集積等促進計画案について |

7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本 光明
主幹兼係長	宮野 優
主幹	小山 貴晴
参事	橋本 周斉
主任	竹下 慎一

8. 会議の概要

事務局	皆さん、こんにちは。総会の開催に際しまして、注意事項を申し上げます。 御発言につきましては、会場の正面向かって左手にあります演台の場所にて発言をお願いします。 総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭な御発言をお願いします。 それでは、ただいまから7月の総会を開会したいと思います。 本日の出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をお願いします。
議長	皆さん、こんにちは。 それでは、7月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

	最初に、本日の議事録署名委員を指名します。16番 本田友治委員、17番 松田林一委員にお願いいたします。 それでは、議事に入りますが、今月は、法の性質上、先に審議しなければならない議案がありますことから、議案書の議案番号順とはならず、前後して進行しますので、よろしくお願いします。 それでは最初に、議案第24号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第24号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書2ページのとおり付議いたします。 今月の申請は4件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。 それでは最初に、農地転用許可の立地基準について説明いたします。 1番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。 次に、2番及び3番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済み、または無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。なお、2番の案件につきましては、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。 最後に、4番の案件は、千丁支所からおおむね500メートル以内の区域にある農地のため、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。 次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断いたしました。 それでは、御審議方よろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。 1番、八千把。
推進委員	八千把担当の中面です。申請番号1番について説明します。申請地は、田中町の○○○病院△△町宿舍より北へ□□□メートル行ったところで、周りが住宅地で、現況、駐車場として利用されている農地で、今回、敷地拡張しようとしたところ、申請地が農地のままだったため、今回の申請になりました。無断転用のため、始末書が添付されています。審議をお願いします。

議長

2 番、日奈久。

推進委員

日奈久の杉本です。2 番について説明します。この件について、7 月 25 日、橋本委員と現地調査を行いました。6 月総会、4 条案件で審議してもらった土地の隣接する土地です。40 年前から父親の代から無断転用されていたそうです。周りには申請者の畑しかありません。よろしく審議お願いします。

議 長

3 番、二見。

推進委員

二見担当の瀬本です。3 番について説明します。7 月 24 日、平野農業委員さんと現地調査を行いました。場所は二見本町の国道 3 号線と八代〇〇〇〇〇〇〇の間にあるところ。地目は畑で、現況は荒地状態。申請人がここに個人住宅及び駐車場を造りたいということです。周りへの排水同意書も市政協力員・農家組合長からもらわれているため、何ら問題はないと思います。御審議方よろしくお願いします。

議 長

4 番、千丁。

推進委員

千丁の高橋です。7 月 26 日、現場を調査しました。市役所〇〇支所から△△△メートル以内にありまして、父が鉄工所をしまして、その跡を継ぐために住宅と資材置場が不足しているので、資材置場を用地として利用したいということです。審議のほどよろしくお願いします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって申請を許可いたします。

次に、議案第 26 号、農地法第 5 条事業計画変更申請について、を先に審議いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第5条、事業計画変更申請について、議案書9ページのとおり付議いたします。

今月の申請は2件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は、令和4年9月6日付で、農地転用許可を受けた事業計画について、新たに隣接する土地を取得し、事業計画区域を拡張するために必要となる承認申請です。当初の転用目的は、宅地分譲地（5区画）として利用するものでしたが、許可後も宅地分譲地（11区画）として利用する内容となっています。

申請地は第3種農地に区分され、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であることなどから、承認できると判断しました。

なお、この案件については、議案第25号、「農地法第5条の規定による許可申請について」5ページの申請番号6番と同時に申請がなされております。

2番目の案件は、平成元年8月9日付で農地転用許可を受けた事業計画について、当初事業計画者の事業遂行が困難になったため、事業計画の目的を変更するために必要となる承認申請です。

当初の転用目的は、個人住宅として利用するものでしたが、許可後、貸駐車場として利用する内容となっております。

申請地は、第3種農地に区分され、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であることなどから、承認できると判断しました。

それでは、御審議方よろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、太田郷。

推進委員

太田郷担当の渡邊です。申請番号1番について御説明いたします。25日、有馬委員とともに、申請地のほうを調査にまいりました。所在、長田町、八代地域振興局南西〇〇〇メートル、八代△中と3号線を結ぶ道路の南側になります。譲受人の方が、当初5区画の宅地分譲を計画し、令和4年9月6日付で許可が下りております。新たに隣接地を購入され、合わせて11区画の宅地分譲を計画されているとのことでした。周辺は住宅地に囲まれており、何ら問題はないと思います。

御審議方よろしく願いします。

議長

2番、麦島。

推進委員

麦島地区担当の矢鉾です。申請番号2番について説明します。先日25日、吉田委員さんと現地確認いたしました。申請地は、平成元年に個人住宅で転用許可を得てい

議 長

ますが、今回、18台分の貸し駐車場への変更承認申請です。御審議よろしくお願
いします。

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。

次に、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説
明をお願いします。

事務局

議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書3ページから
8ページのとおりに付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が11件、賃貸借権が2件、使用貸借権が2件、合計の
15件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは最初に、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

3ページの1番、2番、3番、2番と3番は同事業計画となります、そして、4ペ
ージの4番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許
可は可能と判断しました。

5ページをお願いします。

5番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域にある農地のため、
第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に
接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、
不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、6番の案件は、先ほど御審議いただきました議案第26号「農地法第5条事
業計画変更」、9ページの申請番号1番と同時申請されている案件となります。当初
の転用目的は、宅地分譲地(5区画)として利用するものでしたが、許可後、宅地分
譲地(11区画)として利用する内容となっています。申請地は、用途地域内の農地
であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

6ページをお願いします。

7番と9番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可

は可能と判断しました。

次に、8番の案件は、農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の、小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断いたしました。

下の7ページをお願いします。

10番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、11番、12番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の、小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断致しました。

なお、11番の案件は、先ほど御審議いただいた議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」、2ページの申請番号3番と同時申請されている案件となります。

また、12番の案件は、一部が無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

8ページをお願いします。

次に、13番の案件ですが、申請地は農振農用地区域内にある農地に区分され、転用者は畜産業や太陽光発電業務及び電力の販売などを営む法人で、千丁町古閑出の田の一部に、平成30年8月21日付けの3年間の一時転用許可に基づき、営農型太陽光発電設備を設置し、令和3年8月に本県における初回更新時の特例を適用し、2年間の一時転用が許可されております。

今回、一時転用期間の満了に伴い、さらに一時転用の更新を行うものです。

土地利用計画の内容は、引き続き、下部の農地でアシタバ、アシタバはセリ科の薬効のある植物で、古くから食用にされ、主に青汁の原料を栽培し、上部にて太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。

また、設備の内容は、支柱の高さ3メートルから3.7メートルで、太陽光パネル558枚、発電容量152.3キロワット、遮光率は79パーセント程度であり、パネルの直下の農地面積は1,002.96平方メートルです。

発電設備の完成を待ち、アシタバは令和2年2月に定植されておりますが、豪雨の影響により、令和3年及び令和4年11月に補植がなされております。

収穫実績につきましては、豪雨や出荷先の模索などにより、出荷できなかった月もありますが、前回更新時に提出されました営農状況報告につきましては、令和2年11月から令和3年6月までの8か月間の出荷量は1,272.5キログラムで、10アールあたりに換算しますと、1,114キログラム、残り4か月分の収穫見込量を勘

事務局

案しますと、年間1,671キログラムで、同じ年の平均的な10アール当たりの収穫量は、1年間に2,000キログラムとされていますが、これに対して83.5パーセントとなっています。

また、今回提出されました営農状況報告につきましては、令和5年2月から令和5年6月までの5か月間の出荷量は、432キログラムで、10アール当たりに換算すると378キログラム、残り7か月分の収穫見込量を勘案すると、年間907キログラムで、同じ年の平均的な10アール当たりの収穫量は、1年間に1,727キログラムとされていますので、これに対して52.5パーセントとなっています。

同じ年の平均的な10アール当たりの収穫量に対する収穫見込量は、前回更新時よりも下がっておりますが、知見者からの意見書におきまして、公益財団法人日本特産農産物協会地域特産作物に関する資料を引用し、平成28年から令和2年までの平均値として、アシタバの収穫は10アール当たりおおよそ1,700キログラム程度と記載され、意見としまして、計画地の環境を踏まえた上で、除草や夏の適度な灌水・遮光、年間を通じた追肥等の生産管理を確実に行っていけば、基準値である10アール当たり1,700キログラムの80パーセント以上の収量を上げることは可能とされていること、豪雨などの気象による影響や、今回は2回目の更新の申請ではございますが、発電所の完成までに時間がかかっていることなどにより、申請地のアシタバは定植からまだ3年半ほどしか経過していないことなどから、一時転用許可は可能と判断しました。

次に、14番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

15番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことなどから、すべての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、御審議方よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1番から4番について説明します。

1番、申請地は海士江町の○○水産より東へ△△△メートル行ったところで、現況、荒れ地状態の農地で、ここを2区画の宅地分譲地にしたいといった申請になります。

何ら問題はないと思います。

2番、3番は、隣接した農地で、同じ事業計画なので一緒に説明します。申請地は上野町の〇〇公民館より南へ△△メートル行ったところで、周りは住宅地です。2番の渡し人の□□さんは売買、3番の渡し人の〇〇さんは贈与で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

4番、申請地は古閑中町の区画整理区域内で、△△神社より西へ□□□メートル行ったところ。ここを8区画の宅地分譲地にしたいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

審議をお願いします。

議 長

5番、松高。

推進委員

八代・松高地区の鞍本です。申請番号5番について説明させていただきます。7月26日、倉井委員さんと申請地を確認しました。議案内容は、申請人の親戚に当たる譲渡人から農地を買い受け、宅地転用後に住宅を建築する計画です。申請地は、高島町の分譲住宅地街で、西側と南側に排水路と住宅に囲まれています。周辺農地への日照・排水等の悪影響はないと思われます。御審議方よろしくお願いします。

議 長

6番、太田郷。

推進委員

太田郷担当の渡邊です。先ほどの事業計画変更申請と同時申請になりますが、説明いたします。6番。25日、有馬委員とともに申請地のほうを確認にまいりました。先ほどの繰り返しになりますが、八代地域振興局南西〇〇〇メートル、八代△中と国道3号線を結ぶ道路の南側となります。譲受人の方が、当初、5区画での宅地分譲を計画されておられましたが、新たに隣接地を取得され、合わせて11区画の宅地分譲を計画されての申請となります。周辺は住宅地に囲まれて、何ら問題はないと思います。御審議方よろしくお願いします。

議長

7番、麦島。

推進委員

植柳・麦島地区担当の矢鉾です。申請番号7番について説明します。先日、25日、吉田委員さんと現地確認をいたしました。申請地の転用目的は、現在、アパート住まいのため、個人住宅を建築したいということです。申請地を分筆しての転用のため、東側に農地が残りますが、譲渡人の農地でありますので、問題はないと思われます。御審議方よろしくお願いします。

8番、高田。

8番を御説明いたします。7月22日、高野委員さんと現地に行ってまいりました。内容としましては、農地を駐車場にしたい、また資材置場にしたいということでございましたので、そこのところを見てまいりまして、場所としまして、高田ですので、〇〇〇〇高校から3号線を日奈久方面に向かいまして、右側のほうに△△△短期大学がありますけれども、その目の前から□□□□駅のほうに入る道があります。道なりに〇〇メートルぐらいで、また左側に曲がりました先のところであります。当該地に向かう道は補強がしてございませぬけれども、駐車場また資材置場として利用するのであれば大丈夫というように判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

続きまして、9番の、これも駐車場でありますけれども、今、ちょうど晩白柚の剪定時期でありますけれども、今回晩白柚を栽培しているところに駐車場をお願いしたいということで、申請になっております。場所としましては、〇〇〇〇高校前の3号線を日奈久方面に向かいまして、△△△△△のガソリンスタンドがありますけれども、ちょうどその横の辺りになります。自分の家の晩白柚の畑を駐車場にするというような形になりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

10番、金剛。

金剛担当の有村です。１０番を御説明いたします。７月２６日、木村委員さんと石田推進委員さん、私、３名で現地を確認いたしました。何ら問題はないと思いますので、審議方よろしく願いしておきます。

11番、二見。

二見担当の瀬本です。1 1 番、1 2 番について続けて説明します。申請番号 1 1 番は、先ほど 4 条で出た案件に隣接する土地になり、国道 3 号線と八代〇〇〇〇〇〇〇の間に当たります。地目、畑 2 筆を個人から買い受けられて、ここに資材置場及び駐車場を造られるもので、周りの農地への影響もなく、何ら問題ないと思われます。

申請番号 12 番について説明します。7 月 24 日、平野農業委員さんと現地調査を行いました。場所は二見△△バス停、北側一帯に当たります。ここに業者が個人 5 名から申請地を購入され、太陽光発電施設を設置したいということです。周りの農地への影響はないと思われます。また、申請地を譲り渡すに当たり、建物が建っていた土地が、地目畑ということが分かり、併せての申請になり、始末書が添付されています。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長

13番、千丁。

推進委員

申請番号13番、14番です。千丁の担当、上原です。

13番は、26日に千丁支所で、事務局長、5条担当職員、また千丁農業委員ほか3名で、営農型太陽光案件について担当の職員から説明をいただきました。まず、自分が今、担当委員でありますけど、令和5年2月から6月まで、5か月間の収量432キロ、約30%です。アシタバは、先ほど説明があったように、10アール当たりおよそ1,700キログラム程度収穫があり、まず、ずっと今まで、1回目、2回目を見ても、5割も収穫はありませんでした。1回目、2回目、収量がないまま、3回目の申請です。3回目の申請も、1年間の申請で、今度はまた息子と一緒に勉強しますので、よろしくということです。御審議よろしく願いいたします。

14番、27日、農業委員深田さん、ほか3名で現地確認をしました。場所は、古閑出、文政・塩浜線、千丁へ〇〇〇メートルのところですよ。4世代で、孫を入れて11人で住んでおり、手狭になり、実家の隣に建築する、転用目的は個人住宅です。何ら問題はないと思います。御審議よろしく願いいたします。

議 長

15番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の寺本です。15番について説明します。7月25日、現地確認をしました。申請地は、JR有佐駅通りより、1本〇側、△△神社前になります。周りは全て住宅地になり、農地はありません。住宅地としては適当と思われます。御審議よろしく願いします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。深田委員。

7 番

千丁の深田です。申請番号13番の説明が、担当委員の上原君から、説明があったのでございましたが、私のほうからも少しだけ申し上げたいと思います。耕作者の人とお会いをしまして、いろいろと話し合ったわけですが、本人さん、今までが、なかなか実績が伴わなかったものですから、いろいろと話をしました中でも、なかなか不信感がぬぐえなかったわけでございますが、本人さんが一生懸命頑張りますということのでございましたので、今日はひとつよろしく願いしておきます。

以上です。

議 長

ほかに何か意見はありませんか。松本委員。

14番

昭和の松本です。今の13番の案件ですけれども、昭和にも営農型発電施設がある

わけですが、うちの場合は、作物もある程度、草も生えんで育つとるかなという感じはするのですが、そこで、8割、平均的な収量の8割を上げなければいけないとかあるのですけれども、例えば、それが先ほどお話もありましたが、5割とか、それですつといった場合、許可の取消しとか、そういうのは今まで実績としてはあったということですかね。

議 長

事務局のほうでお願いします。

事務局

熊本県内におきましては、取消しという処分が決定されたということは聞いたことがありません。ただ、他県についてはですね、実際、不許可にした例はあります。理由としては、収量が8割に満たなかったという理由も含めたところで、というのは、農林水産省作成の資料などにより、公表されており、実際に不許可になった、1回目は許可しているのだけれども、2回目の更新は認めないというケースは、他県においてはあっております。

以上です。

議 長

松本委員、どうですか。よかですか。ほかに委員さん方、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。
なお、13番の千丁の案件は、営農型太陽光発電施設であることから、県の諮問会議に許可相当として進達します。

次に、議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第23号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページのとおりに付議いたします。

今月は売買による取得が3件、贈与による取得が1件、区分地上権の許可申請が1件ありました。

最初に、1番、2番及び4番、5番の所有権移転について御説明します。地目は田、

1万5,164平方メートル、畑277平方メートル、計1万5,441平方メートルです。

内容につきましては、議案書を記載のとおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件の全てを満たしていると考えます。

次に、3番の区分地上権の設定について御説明します。地目は田、5,561平方メートルのうち、2,798平方メートルです。内容につきましては、先ほど御審議いただきました営農型太陽光発電設備設置のため、農地の空中部分に区分地上権設定の許可を申請するものです。

今回の案件のように、太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合は、太陽光発電設備の設置者は、農地の空中部分を利用することから、農地法第3条第1項の許可を受けることが必要です。

なお、農地法第3条第2項、ただし書により、農地法第3条第2項各号に列記されている全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たす必要がない案件になります。

それでは、御審議方よろしくをお願いします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1番について説明します。

申請地は古閑浜町の○○○○○流通センターの西側に当たり、現況ビニールハウスでトマトを栽培されている農地で、この農地を、経営規模拡大のため譲受人が購入されることになりました。何ら問題はないと思います。審議、お願いします。

議 長

2番、日奈久。

推進委員

日奈久地区の杉本です。2番について説明します。

この件について、7月25日、橋本委員と譲渡人と3人で現地確認しました。現地は中山間地にあり、譲受人の自宅の周りの土地です。

譲渡人の申入れにより話合いがまとまり、売買することになりました。地元としては、何ら問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

議 長

3番、千丁。

推進委員	千丁担当委員の上原です。申請番号３番について説明いたします。 ２７日、農業委員ほか３名で現地確認をしました。 先ほど５条の申請番号１３番が許可されましたが、これに関連するもので、営農型太陽光発電施設に伴う農地空中部分２．９メートルから３．６９メートルの部分のための申請となります。御審議の方、よろしくお願いいたします。
議 長	４番、鏡。
推進委員	鏡地区担当の上村です。申請番号４番、５番について説明いたします。 両申請地は、共に集団農地の中にある優良農地です。 最初に、申請番号４番は、譲渡人の構成員である譲受人に農地の一部を譲渡するものです。現在、申請地は譲受人が耕作されており、個人経営の規模拡大を図る目的によるものです。 次に、申請番号５番は、譲渡人と譲受人は親族関係です。この申請地も、現在、譲受人が耕作されており、規模拡大を図る目的によるものです。 今回の申請について何ら問題はないと考えます。御審議方よろしくお願いいたします。
議 長	以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。 （質問、意見なし）
議 長	では、異議がなければ挙手をお願いします。 （全員挙手）
議 長	挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。 議案第２７号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第２７号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画を、議案書１０ページから２３ページのとおり付議いたします。 今月は、貸借権設定が２１件、面積は１１万９，０７９平方メートル、所有権移転が６件、面積は２万４，４５９平方メートルです。 これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

事務局

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月 8 月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、8 月 8 日（火曜日）に実施いたしますが、全て熊本県農業公社から受け手への売渡しになりますので、委員さんの御出席はありません。

以上で、説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

（質問、意見なし）

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第 28 号、農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、議案書 24 ページから 35 ページのとおり付議いたします。

今月の農地利用集積計画は、賃借権設定が 18 件で面積は 11 万 7,966 平方メートル、使用貸借権設定が 3 件で面積は 6,820 平方メートル、合計の面積は 12 万 4,848 平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると判断されます。

議案第 28 号の説明につきましては、以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

（質問、意見なし）

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第 29 号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局より説明をお願いし

議 長

ます。

事務局

議案第 29 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により作成した農地利用集積等促進計画について、議案書 36 ページから 37 ページのとおり付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、農地利用集積等促進計画案について、農業委員会へ意見を聞くというものです。

今回の案件は、更新が 3 件です。

受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。

議案書第 29 号の説明につきましては、以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

本日本日の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第 5 条の許可不要転用届、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の届出がありましたので、報告します。

これをもちまして、7 月の八代市農業委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

八代市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定により署名する。

令和 5 年 7 月 31 日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____